

健康診断結果を誰にまで見せてもよいか？

2020.5

「健康情報の取り扱い規程」で定めましょう。

健康情報には心身の個人情報が含まれるため、他人に知られたくないのは当然です。しかし、会社としても、社員の健康に配慮（健康・安全配慮義務）するために必要な情報です。

社員の安心と、会社の社員への健康配慮のため、健康情報の取り扱いのルール定め、全員に周知し、適切に取り扱うことが必要です。

会社内の健康情報を適切に管理するため、2019年厚生労働省から「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」が示されました。（インターネットで入手可）

健康診断結果(個人票)を誰にまで見せても良いか？について

健診結果の活用や開示の目的として次のことが考えられます。

- ①「医師の診断」内容に基づき、再検査や精密検査対象者、要治療者の確認と受診指導
- ②「医師の診断」結果に基づき、「医師の意見(就業判定)」が必要な対象者（有所見者）の選定又は「保健指導」対象者の選定
- ③「医師の意見」聴取のため産業医等への提供
- ④「医師の意見」（就業判定）結果に基づき、必要な就業措置の検討
- ⑤労働基準監督署へ健康診断結果報告のための集計

この場合

①～⑤は、衛生管理者、衛生推進者など産業保健担当者と産業医などへ情報の開示が必要

①は、検査（受診）などのため、勤務への配慮が必要な場合は、直属上司や人事労務担当者への説明が必要

④は、就業措置の検討、例えば深夜業禁止などの就業制限の判定があった場合は、直属の上司や人事労務担当者にも説明が必要

ただし、①、④は、関係上司や人事労務担当者に、健診診断個人票そのものの開示は必要ないでしょう。

以上の結果、健康診断個人票を見る（直接取り扱う）のは、産業保健担当者と産業医になります。（あくまで事例です）

以上のように開示の目的によって開示先が違います。

下表に社内で扱う健康情報の開示先例を示していますが、一律に開示範囲を決められないこともあります。

健康情報と開示先の例・開示範囲や開示内容は必要最小限にする

健康情報	* 1 分類	* 2 入手先	開示先について本人同意がない場合の開示 例										
			事業者	直 属 部 長	直 属 課 長	直 属 班 長	産 業 保 健 担 当 者	衛 生 管 理 者 ・ 衛 生 推 進 者 な ど	他 職 場 管 理 者	人 事 労 務 担 当 者	産 業 医 S C 実 施 者	S C 実 施 事 務 従 事 者	職 場 同 僚
定期健康診断結果 法定の項目	B	健診機関	○				○			○			
定期健康診断結果 法定外の項目	C	健診機関					○						
定健受診・未受診者名	A	健診機関	◎	○	○	○	○						
定健受診・未受診者数	A	健診機関	◎	○	○	○	○	○	○	○		○	○
医師の意見結果	A	産業医	◎	○	○	○	○			○	○		
健診後の精密検査結果	C	本人					○						
がん検診結果	C	本人	△	△	△	△	○						
会社制度のがん検診結 果	C	(検診機関)	△	△	△	△	○						
ストレスチェック (S C) 質問票、個人評価結果	C	ストレスチェ ック実施者								○	○		
S C受診、未受診者人数	A	S C実施者	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
S C高ストレス者名	C	S C実施者								○	○		
高ストレス者人数	B	S C実施者	○	○	○	○	○			○	○		
高ストレス者、長時間労働 者の面接指導申込者名	A	本人	◎	○	○	○	○			○			
面接指導に必要な個人 情報資料	B C	本人					○		○	○			
高ストレス者、長時間労働 者の面接指導結果	B	医師	○	○	○	○	○			○			

高ストレス者、長時間労働者の医師の意見結果	A	医師	◎	○	○	○	○		○	○			
S C 集団分析結果	B	S C実施者	○	○	○	○	○			○			
保健指導対象者名	C	選定者					○			○			
保健指導結果	C	医師等	結果の開示はしない。開示の請求もしない。										
健康相談者名・結果	C	医師等	名前および結果の開示はしない。開示の請求もしない。										
診断書	C	本人			△	△	○		△	○			
職場復帰のための医師の意見	C	医師	○	○	○	○	○		○	○			

* 1 「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」に示されている分類

A；法令で事業者が直接取扱う情報

B；法令に基づき収集するため本人の同意を必要とせず、又必ずしも事業者が直接取扱う必要がない情報

C；法令で事業者に取扱いが規定されていなく、収集には本人の同意が必要な情報

◎；取扱いの必要がある者

○；一般的に取扱う又は状況に応じて取扱うことがある者

△；情報提供する場合は、必要な情報のみに加工して提供する必要がある者

* 2 入手先が本人の場合 ・本人より入手する場合は同意が必要

・本人の自主的な申請、提供は同意とみなす